

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

- 北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則の一部を改正する規則
..... (障害者保健福祉課) 59
- 北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則
..... (障害者保健福祉課) 59
- 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則..... (都市環境課) 60

告 示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... (統計課) 60
- 特定調達契約に係る入札の公告..... (統計課) 61
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課) 61
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 62
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 62
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 62

道教育庁上川教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 62

道人事委員会規則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... 63

規 則

北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年 3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則（昭和45年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「60人」を「40人」に改め、同条第3号中「120人」を「130人」に、「20人」を「30人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年 3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則（昭和54年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。ただし、使用料の減免を受けようとする者に恩給法（大正12年法律第48号）第2条第1項に規定する扶助料、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金（以下この号においてこれらを「特定支給額」という。）が支給される場合にあっては、当該収入の算出に当たり、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号の公的年金等の収入金額に特定支給額を含めるものとする。以下同じ。）が1万3,000円以下の場合（前号に該当する場合を除く。）使用料から3,500円を控除した額を減額する。

第10条第1項第3号中「超える」を「超え7万3,000円未満の」に、「額から」を「額を」に改める。

付録を次のように改める。

付録（第10条関係）

$$(3,500 + (\text{使用料} - 3,500) \times (\text{収入} - 13,000) \div 60,000)$$

備考 算定して得た額が100円未満であるときは、これを100円とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは、その端数を100円とする。

別記第3号様式中「遺族年金、障害基礎年金等」を「恩給法第2条第1項に規定する扶助料、厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金、国民年金法による障害基礎年金及び遺族基礎年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。」に改める。

附 則

（施行期日）

毎月第3日曜日は国民家庭の日です。家族で団らん（だんらん）の機会を持ちまじょう。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条及び付録の規定は、平成17年4月分以後の使用料について適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第10条第1項第2号の規定により平成17年3月分の使用料について免除を受けている利用者が、同年4月分以後の使用料についても継続して改正後の規則第10条第1項第2号の規定による減免を受ける場合にあっては、当該利用者に対する同号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる月分の使用料においては、同号中同表右欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成17年4月分から平成18年3月分まで	3,500円	1,200円
平成18年4月分から平成19年3月分まで	3,500円	2,400円

- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により使用料の減免を受けている利用者の当該減免の期間が平成17年3月31日に満了する場合における当該利用者に対する改正後の規則第11条第4項の規定の適用については、同項中「当該減免の期間が満了する日の30日前」とあるのは、「平成17年3月25日」とする。

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条の2」を「第28条」に改める。

第10条中「第8条」を「第27条」に改める。

第11条及び別記第9号様式中「第8条の2」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第212号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規程する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成17年3月22日に一般競争入札の公告を行う2005年農林業センサス電算処理業務委託契約
- (2) 資 格 2005年農林業センサス電算処理業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 2005年農林業センサス電算処理業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成17年5月9日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (2) 大型電子計算機を有しており、プログラマー及びオペレーターが各1名以上いること。
- (3) 北海道で貸与する以下のプログラムが使用可能であること。

電算機の機種		プログラムのOS
HITAC	Mシリーズ又はSシリーズ	VOS3
FACOM	Mシリーズ又はGSシリーズ	OSV/XSP又はOSV/MSP

- (4) ベリファイ機能を有するデータエントリー機器を15台以上有していること。
- (5) キーパンチャー要員が15名以上いること。
- (6) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。
- (7) 個人情報に関わるデータを保護するため、財団法人日本情報処理開発協会が認定している「ISMS（Infomation Security Management System）」又は「P（プライバシー）マーク」を取得していること。
- (8) 北海道が指定する記録媒体及び記録仕様で納品が可能であること。
- (9) 北海道の指示により概ね2時間以内に来庁し（同一日に複数回来庁願うことがある。）、進行管理に係る打合せや関係書類の授受、成果品の納品ができること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年3月22日（火）から4月20日（水）までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道企画振興部計画室統計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西18丁目 北海道庁西18丁目別館

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)による。

北海道告示第213号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 2005年農林業センサス電算処理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成18年2月24日まで
- (4) 納入場所 札幌市中央区北3条西18丁目 北海道庁西18丁目別館
北海道企画振興部計画室統計課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道告示第212号に規定する2005年農林業センサス電算処理業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西18丁目 北海道庁西18丁目別館
北海道企画振興部計画室統計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階4号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道企画振興部計画室統計課）
- (2) 入札日時 平成17年5月9日（月）午後1時30分（送付による場合は、平成17年5月6日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道企画振興部計画室統計課
- (2) 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 687

9 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

A data processing (Census of Agriculture and Forestry 2005), 1set

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., May 9, 2005

C . Contact :

Statistics Division, Office of Planning, Department of Planning and Development, Hokkaido Government

Nishi 7-chome Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588, Japan

Phone : 011-231-4111 Extension 23-687

北海道告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

沼田町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成17. 2.28	監事	井上石太郎	雨竜郡沼田町字沼田867番地
退任	同 17. 1.28	同	大原 義輝	雨竜郡沼田町字真布103番地

多度志土地改良区

就退任の別 就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
就 任 平成17. 3. 4 理 事 岡田 秀隆 深川市多度志175番地

北海道告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年 3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河西郡芽室町坂の上10線32の2・34の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年 3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 発 足 線	岩内郡共和町宮丘2900番1地先から	平成17. 3.22
北海道小樽土木現業所	岩内郡共和町宮丘2900番1地先まで	
道道 蔵込国富停車場線	岩内郡共和町梨野舞納221番26地先から	同
北海道小樽土木現業所	岩内郡共和町梨野舞納205番1地先まで	
道道 苫小牧環状線	苫小牧市字沼ノ端614番14地先から	同 17. 4. 1
北海道室蘭土木現業所	苫小牧市字沼ノ端230番116地先まで	
道道 穂別鶴川線	勇払郡鶴川町字花岡714番地先から	同 17. 3.31
北海道室蘭土木現業所	勇払郡鶴川町字花岡433番1地先まで	
道道 別海厚岸線	厚岸郡厚岸町奔渡町3丁目127番地先から	同 17. 3.22
北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町奔渡町2丁目84番地先まで	
道道 本流音別停車場線	白糠郡音別町字中音別245番4地先から	同
北海道釧路土木現業所	白糠郡音別町緑町1丁目31番地先まで	

北海道告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年 3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	別海厚岸線				
3	道路の区域					
区		間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
厚岸郡厚岸町奔渡町3丁目121番地先から			前	10.57mから	100.00m	――
厚岸郡厚岸町奔渡町3丁目24番地先まで				11.18mまで		
			後	10.71mから	100.00m	――
				11.93mまで		

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年 3月22日

北海道教育庁上川教育局長 西 田 俊 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
国際取引学習システム等一式（国際取引学習システム、センターモニターシステム、2教室連携カメラシステム、サーバシステム、パーソナルコンピュータ、視聴覚機器、教師用・生徒用デスク、その他周辺機器）
- 2 落札を決定した日
平成17年 2月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
（1）氏 名 株式会社北海ビデオ
（2）住 所 札幌市北区太平4条1丁目4番10号
- 4 落札金額
33,600,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6

一般競争入札の告示

平成17年 1月14日付け北海道教育庁上川教育局告示第 1 号

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 所在地

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号

道 人 事 委 員 会 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月22日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1078

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 405 ）の一部を次のように改正する。

第37条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第38条第 3 号中「又は第 4 号」を削る。

附 則

（施行日）

1 この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成19年 3月31日までの間に20年以上勤続して退職する場合の特別昇給については、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条及び第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

正 誤

○平成17年 3月11日（第1654号）

北海道労働委員会訓令第 1 号（北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

欄

行

30

左

17

誤

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「平成」を削る。

正

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「平成」を削る。

○平成17年 3月11日（号外第 2 号）

北海道規則第 8 号（行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則）中に

次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

欄

行

22

右

28

誤

同様式その 1 （裏）

正

同様式その 2 （裏）

